

社会福祉法人香取市社会福祉協議会 バス運行事業に関する使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者等の社会参加の促進とボランティア団体等の教養の向上を図るために使用する香取市社会福祉協議会バス（以下「社協バス」という。）の円滑な運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における団体とは、おおむね15人以上の集団をいう。ただし、会長が特に必要と認める団体については、この限りでない。

(管理)

第3条 社協バスは、本会本所が管理する。

2 バスは、常に整備し、効果的かつ効率的に使用するように努めなければならない。

(使用者の範囲)

第4条 社協バスを使用できる者は、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、母子福祉協力員、高齢者クラブ、ボランティア団体等の社会福祉関係者で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で構成する団体
- (2) 市内の各種団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めたもの

(申請)

第5条 社協バスを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日の3箇月前から1箇月前までに社協バス使用申請書（別記1号様式）により、本会本所に申し込まなければならない。ただし、やむを得ない理由により、これによることができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請を変更し、又は取り消そうとするときは、使用しようとする日の7日前までに申し出なければならない。

(許可)

第6条 前条の申請を受けたときは、使用の可否を決定し、社協バス使用許可

書（別記第2号様式）又は社協バス使用不許可書（別記第3号様式）により申請者に対し通知するものとする。

（許可の取消し）

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、許可を取り消すことができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
 - （2） 営利を目的として社協バスを使用しようとするとき。
 - （3） 前各号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。
- 2 社協バスの運行途中において、前項各号に掲げる事由が発生したときは、社協バスの運行を中止することができる。
- 3 社協バスが突発的な事故、故障等により使用期間内の運行が不能と判断された場合は、その許可を取り消すことができる。ただし、使用しようとする日の直前において運行不能となった場合は、両者協議の上、対処するものとする。

（運行範囲等）

第8条 社協バスの運行範囲は、市内の出発地点より片道200km以内で日帰り行程を原則とする。ただし、研修等のため特に必要と認めるときは、1泊を限度とし許可するものとする。

- 2 社協バスの運行途中において、予定したコースの変更は認めないものとする。

（運休日）

第9条 社協バスの運休日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1） 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- （2） 社協バスの検査整備期間及び修理期間

（運行日の変更）

第10条 許可書に記載した運行日をやむを得ない理由により変更する場合は、使用団体へ速やかに通知するものとする。

（運行時間）

第11条 社協バスの運行時間は、原則午前8時00分から午後5時30分までとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。